

5) 言語・コミュニケーションの保障

(障害のある人の言葉や、コミュニケーション[気持ちを伝えること]の方法が用意されること)

手話や点字、要約筆記、指点字など、障害のある人が使う言葉やコミュニケーションの方法はたくさんあります。障害のある人にこうした言葉やコミュニケーションの方法が用意されることの大切さを、きちんと法律で決める必要があります。



6) 虐待のない社会づくり (虐待をなくします)

障害のある人への虐待は、その人を深く傷つけ、社会の中で自分らしく生きていくことを難しくします。こうした虐待を防ぎ、虐待を受けた人を助ける法律が必要です。



7) 障害の表記 (「障害」という言葉をどう書いたらいいのでしょうか)

「障害」という漢字2文字の言葉を、「障がい」や「障碍」「しょうがい」などのように変えようという意見があります。推進会議では、専門家などの意見をもっと聞き、国民がどのように考えるかを見守りながら、これからも議論をつづけます。

8) 実態調査 (障害のある人たちの生活の調査をします)

制度を変える前に、障害のある人やその家族がどんな生活をしているのか調べます。